

データヘルス計画推進支援業務委託仕様書

第1 件名

データヘルス計画推進支援業務

第2 目的

本業務は、京都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）が策定した「京都市職員共済組合第3期データヘルス計画」（以下「現計画」という。）に基づく保健事業の実施を支援し、共済組合加入者（以下「加入者」という。）の健康の保持増進に加え、医療費の適正化を図ることを目的とする。

<参考>

① 提供する帳票・データ

- ・ 健診等受診結果データ（約18,000件／年）
- ・ レセプトデータ（約40,000件／月）
- ・ その他分析等に必要と認められるデータで、共済組合が提供可能なもの

② 共済組合の状況

- ・ 所属所数 9か所
- ・ 加入者数 30,599人（令和7年4月1日現在）
- ・ 特定健康診査受診者数 12,091人（令和6年度）
- ・ 特定保健指導終了者数 597人（令和6年度）

第3 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第4 業務内容

1 データヘルス計画推進支援

加入者の健康状態や疾病構成、医療費の現状等を把握し、健康課題を明らかにするため、実施した保健事業の評価、効果検証を行う。

また、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実施するため、現計画の改善や新たな保険事業の提案を行う。

（1）共済組合の現状分析

共済組合が保有する加入者のレセプトや特定健康診査、特定保健指導等のデータ（以下「各種データ」という。）を使用して、以下の内容を中心に共済組合の現状分析（以下「基礎分析」という。）を行うこと。

①組合員・被扶養者の構成

組合加入者全体と組合員、被扶養者ごとに、年齢、性別等の人数構成を分析する。

②医療費分析

総医療費及び一人当たり医療費、疾病別医療費等を分析する。

③高額レセプトに関する分析

高額なレセプトに着目し、疾病ごとの件数を明確にし、主要疾病を分析するなど、医療費の状況を明確にする。

④疾病保有状況の分析

生活習慣病、人工透析導入者、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、肺がん、その他のがん、脳卒中、虚血性心疾患等について、保有者数、新規者数ごとにまとめ、分析する。

⑤ジェネリック医薬品に関する分析

処方状況を分析し、ジェネリック医薬品へ切替え可能な金額・数量・患者数を算出する。

⑥特定健診・特定保健指導の実施状況

未受診者の傾向と対策を分析する。

⑦健康診断結果に関する分析

肥満、血糖、血圧、脂質、喫煙、肝機能及び腎機能を分析する。

また、問診票からわかる生活習慣についても分析する。

(2) 保健事業の評価分析

① 共済組合が前年度に実施した保健事業について、各種データや基礎分析に基づき評価分析を行うこと。評価する項目等は、後期高齢者支援金減算評価指標に基づくもの及び別途共済組合から指示するものとする。

また、現計画に基づき実施した保健事業対象者の行動変容について分析を行うとともに、事業評価等を記載した保健事業評価報告書を作成すること。

② 分析結果及び現計画を踏まえ、健康課題や翌年度以降に修正又は新たに実施すべき保健事業の内容、保健事業を実施する際の達成すべき目標（アウトプット）及び保健事業を実施することによる健康課題解決の達成目標（アウトカム）等について記載した分析結果報告書を作成すること。また、受託者は、作成した分析結果報告書を基に、実施年度11月に中間報告会を実施するとともに、中間報告での意見・修正を踏まえた最終報告書を作成し、実施年度1月に最終報告会を行うこと。

報告会を実施しない場合は、報告内容の共有方法について、別途協議する

こととする。

- ③ 令和８年度は「第３期データヘルス計画」の中間評価を行い、計画の見直すこととされている。厚生労働省「データヘルス計画策定の手引き（第３期改訂版）」をはじめとする国の方針を踏まえた支援、国への報告書作成の支援を行うこと。

（３）決算報告、予算作成のための医療費分析

決算数値の原因を分析、予算を作成するため、共済組合の医療費等の状況について、各種データを用いて基礎分析を行い、分析結果から明らかとなった医療費の特徴等を説明した資料を作成すること。また、基礎分析の過程において、共済組合における過年度の医療費等の状況と比較し、増減率が大きい等、これまでと異なる傾向を示したものについて、医学的な裏付け、関係法令及び社会の動向等を踏まえた分析を行うこと。

（４）特定保健指導対象除外者の特定

特定健診実施後に対象者の生活習慣病に関する服薬の有無をレセプト情報等から確認し、特定保健指導対象者から除外することができる者を特定した資料を提出すること。

（５）事業主との連携・協働（以下「コラボヘルス」という。）への支援

コラボヘルスを支援するために共済組合が関係者との協議・調整を行う際に、関係者の理解が深まるよう必要な助力（事業所別レポート作成、資料提供、関係者への説明等）を行うこと。

（６）保健事業実施に当たっての助言等

共済組合が保健事業を実施するに当たり生じた疑問や課題について、共済組合が求める場合は、医療費の増減要因等に係る医学的な裏付け、関係法令や社会の動向等を踏まえた助言及び関係データの分析を行うとともに、業務実施方法の改善策提案等を行うこと。

また、当該提案に対して共済組合が希望する場合は、実施について支援を行うこと。

（７）資料作成支援

共済組合が発行する広報誌の記事、共済組合が加入者に送付する通知文作成について、助力を行うこと。

（８）スケジュール（予定）

４月	打合せ
５月	決算報告用の医療費分析報告
７月末	基礎分析結果提出

9 月末	分析結果・保健事業評価報告書等提出
1 0 月	特定保健指導対象除外者に係る資料提出
1 0 月末	中間報告会資料提出
1 1 月	予算作成のための医療費分析報告
1 1 月	中間報告会
1 月中旬	最終報告会資料提出
1 月下旬	最終報告会

(9) 成果物の提出について

成果物は、共済組合において加筆・修正しやすい形式にしたうえで、冊子及び電子データで納品すること。冊子数は別途共済組合から指示するものとする。
なお、数値根拠等となる分析データも電子データで合わせて納品すること。

(10) 留意事項

- ① 国（総務省、厚生労働省等）の動向や各種学会等のエビデンスを踏まえた分析を行うこと。
- ② 加入者全体と組合員、被扶養者ごとの比較、年齢、性別、所属所、職員区分ごとの視点で分析すること。
- ③ データ分析の方向性については事前に共済組合と協議のうえ決定し、必要に応じて追加分析を行うこと。
- ④ 国や京都府、他の政令指定都市等が公表しているデータがある場合は、可能な範囲で比較すること。
- ⑤ 共済組合への報告は、特徴的な事項をまとめ、資料は表やグラフを活用し、分かりやすさや見やすさに配慮すること。

2 生活習慣病重症化予防等への支援

各種データの分析により対象者を抽出し、当該対象者に対して医療機関への受診勧奨、適正な受診を促す通知文を提案し、作成する。

対象者は下記のとおりとするが、基礎分析の結果により必要があれば、見直しの提案を行うこと。

(1) 対象者

- ① 血糖、血圧、脂質、腎機能等に係るリスクを保有している者
- ② 歯科疾病の罹患により持病が悪化する恐れがある者
- ③ 頻回・重複受診等の不適切な受診行動をしている者
- ④ 重複・多剤投薬等の不適切な投薬を受けている者
- ⑤ がん要精密検査者のうち、がんに関する受診をしていない者

(2) 対象者の抽出

各種データから対象者を抽出、報告する。なお、抽出条件及び報告期限は別途協議を行い決定する。

(3) 通知文の作成

該当する保有リスクに関する情報を、本人に分かりやすく情報提供を行う等、動機づけができるような重症化予防・受診勧奨、適正な医療受診を促す通知文を作成すること。

作成した通知文に上記「(2) 対象者の抽出」で抽出した対象者の情報（氏名、組合員証記号・番号、送付先等）を差し込み印刷し、共済組合に電子データを提出すること。

(4) 共済組合成果物に関する助言

保有リスクに関する情報を本人に分かりやすく提供できる通知文を共済組合が作成するため、医学的な裏付け、関係法令や社会の動向等を踏まえた助言等を行うこと。

(5) 受診勧奨終了後の対象者の行動変容分析、再受診勧奨対象者の抽出

対象者への受診勧奨等終了後の行動変容についてレセプトデータを用いて分析した結果、再勧奨等が必要な対象者について、共済組合が指定する期間のレセプトデータ受領完了後、共済組合が指定する期限内に抽出、報告するとともに、通知文作成が必要な場合は、期限内に作成及び助言等を行うこと。

(6) スケジュール（予定）

- 7月 対象者抽出
- 8月 受診勧奨等通知文発送
- 1月 再受診勧奨等対象者抽出
- 2月 再受診勧奨等通知文発送

第5 従事者要件

次の要件を満たす者とする。

- (1) 共済組合からの問い合わせに対して、医学的な裏付けや関係法令、社会の動向等を踏まえた回答が可能なこと。また、データの運用に当たっては、システムに精通した者が担当すること。
- (2) データヘルス計画推進支援又は医療費分析の実績があること。

第6 委託料の支払い方法等

- (1) 業務に関して発生する一切の費用は委託料に含まれるものとする。
- (2) 受託者は実施年度終了後、共済組合に報告書を提出する。共済組合は、報告書が契約に定めた事項に適合すると認めたとき、受託者から適法な請求書の提出があった日から原則30日以内に委託料を支払う。
- (3) 本業務に関連するもの以外で新たに業務追加の要望がある場合、天災その他不可抗力による業務変更を行う場合は、共済組合と受託者が対応方法及び費用等について協議を行うこととする。
- (4) 契約金額の変更
消費税等に変更があった場合は、変更額を加減した額を支払う。

第7 予算が減額された場合等の途中解約

- (1) 共済組合は、翌年度以降において委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除できることとする。
- (2) (1)により共済組合が契約を解除した場合、受託者は、共済組合が翌年度以降に支払いを予定していた委託料を請求できないこととする。
- (3) 受託者は、(1)により共済組合が契約を解除したために損害の賠償について、共済組合に請求できないこととする。

第8 データの取扱い

- (1) 受託者は、本業務を履行する目的にのみ各種データを使用することとする。
ただし、匿名化した各種データ（以下、「匿名化済みデータ」という。）を利用する場合に限り、受託者は自己の責任において匿名化済みデータを受託者の有するベンチマークデータの一部として利用、及び保険者間の比較等の解析や公衆衛生の向上に資する事業および研究開発を行う目的で利用することができるものとする。
- (2) 受託者は、提供データについて善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- (3) 受託者は、共済組合の指示があるときは、遅滞なく提供データを返却または共済組合の指示に従い処分しなければならない。

第9 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、共済組合に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次

的著作物の利用に関する原作者の権利)に定める権利を含む)を譲渡するものとする。ただし、受託者がデータヘルス計画推進支援業務(データ分析等)委託契約締結前から保有する報告書フォーマット・ノウハウ等の著作権については、譲渡の対象に含まない。

- (2) 共済組合は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 共済組合は、受託者の知的財産権の保護に十分配慮し、データヘルス計画推進業務の範囲内で成果品を利用するものとする。

第10 個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。契約期間経過後及び業務に携わった者が離職した場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「電子計算機による事務処理等(入力等)の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

第11 成果品の提出について

- (1) 受託者は、別途定める本仕様書に基づくスケジュールを厳守し、遅延や不履行が生じる場合は、速やかに共済組合に報告し、両者協議のうえ適切な対応策を講じるものとする。
- (2) 受託者が、正当な理由なくやむを得ずスケジュールに遅延した場合には、遅延期間に応じた合理的な改善措置を講じるとともに、遅延の事実および原因について速やかに共済組合に書面にて報告しなければならない。
- (3) 受託者が、合理的な対応策を講じることなく、または遅延・不履行の状態が一定期間継続した場合、共済組合は本契約を解除することができるものとする。
- (4) 本契約が解除された場合には、受託者は提供された個人情報等に関するデータの適正な管理を徹底することとする。

第 1 2 その他

本仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。ただし、軽微な事項については、共済組合の認定に従うこと。